

○ 信用金庫法施行規則第三百三十二条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項（平成二十七年金融庁告示第八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） 第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 算入可能適格流動資産の合計額 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号。以下「流動性比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。 二 「略」 （単体流動性カバレッジ比率及び単体安定調達比率を算出する信用	（定義） 第一条 「同上」 一 算入可能適格流動資産の合計額 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫連合会がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準（平成二十六年金融庁告示第五十九号。以下「信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示」という。）第八条において読み替えて準用する第三条第一項に規定する算入可能適格流動資産の合計額又は同項に規定する算入可能適格流動資産の合計額をいう。 二 「同上」 （単体流動性カバレッジ比率を算出する信用金庫連合会における事

金庫連合会における事業年度の開示事項

第二条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第三百三十二条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性リスク管理に係る開示事項

二 単体流動性カバレッジ比率（流動性比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する定性的開示事項

三 単体安定調達比率（流動性比率告示第七十九条第一項に規定する単体安定調達比率をいう。以下同じ。）に関する定性的開示事項

「項を削る。」

業年度の開示事項

第二条 信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第三百三十二条第一項第五号ホに規定する流動性に係る経営の健全性の状況について金融庁長官が別に定める事項は、単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び単体流動性リスク管理に係る開示事項とする。

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

2

前項の「単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率（信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示第八条に規定する単体流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

2|| 前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、信用金庫連合会の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 略」

3|| 第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、単体流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 一時系列における単体流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 単体流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他単体流動性カバレッジ比率に関する事項

4|| 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、単体安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 一時系列における単体安定調達比率の変動に関する事項

二 流動性比率告示第百二条各号に掲げる要件を満たす場合には、

その旨

三 その他単体安定調達比率に関する事項

(連結流動性カバレッジ比率及び連結安定調達比率を算出する信用金庫連合会における連結会計年度の開示事項)

3|| 第一項の「単体流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、信用金庫連合会の流動性に係るリスク管理の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

(連結流動性カバレッジ比率を算出する信用金庫連合会における連結会計年度の開示事項)

第三条 規則第百三十三條第三号ニに規定する流動性に係る經營の健全性の狀況について金融庁長官が別に定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 連結流動性リスク管理に係る開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率（流動性比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下同じ。）に関する定性的開示事項

三 連結安定調達比率（流動性比率告示第七十五条に規定する連結安定調達比率をいう。以下同じ。）に関する定性的開示事項

〔項を削る。〕

2

前項第一号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、信用金庫連合会の流動性に係るリスク管理の狀況に照らし、重要性が乏しいと認められる場

第三条 規則第百三十三條第三号ニに規定する流動性に係る經營の健全性の狀況について金融庁長官が別に定める事項は、連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項及び連結流動性リスク管理に係る開示事項とする。

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

2

前項の「連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率（信用金庫連合会流動性カバレッジ比率告示第二条に規定する連結流動性カバレッジ比率をいう。以下この項において同じ。）の狀況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

3

第一項の「連結流動性リスク管理に係る開示事項」とは、次に掲げる事項とする。ただし、第二号又は第三号に掲げる事項については、信用金庫連合会の流動性に係るリスク管理の狀況に照らし、重

合には、この限りでない。

「一〇三 略」

3||

第一項第二号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号又は第四号に掲げる事項については、連結流動性カバレッジ比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結流動性カバレッジ比率の変動に関する事項

二 連結流動性カバレッジ比率の水準の評価に関する事項

三 算入可能適格流動資産の合計額の内容に関する事項

四 その他連結流動性カバレッジ比率に関する事項

4 第一項第三号に掲げる事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第三号に掲げる事項については、連結安定調達比率の状況に照らし、重要性が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

一 時系列における連結安定調達比率の変動に関する事項

二 流動性比率告示第百二条各号に掲げる要件を満たす場合には、その旨

三 その他連結安定調達比率に関する事項

（信用金庫連合会における半期の開示事項）

第四条 規則第百三十五条第一項に規定する金融庁長官が別に定める事項（半期（四月から九月までの半期をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外拠点（規則第百三十二条第一項ただし書に規定する海外

要件が乏しいと認められる場合には、この限りでない。

「一〇三 同上」

「項を加える。」

「項を加える。」

（信用金庫連合会における半期の開示事項）

第四条 「同上」

拠点をいう。以下同じ。）を有する信用金庫連合会に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

一 単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

二 連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

三 単体安定調達比率に関する定性的開示事項

四 連結安定調達比率に関する定性的開示事項

2 第二条第三項の規定は前項第一号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第二号に掲げる事項について、前条第三項の規定は前項第三号に掲げる事項について、同条第四項の規定は前項第四号に掲げる事項について、それぞれ準用する。

（信用金庫連合会における四半期の開示事項）

第五条 規則第百三十五条第二項に規定する金融庁長官が別に定める事項のうち、流動性に係る経営の健全性の状況に関する事項（海外拠点を有する信用金庫連合会に係るものに限る。）は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 単体安定調達比率に関する定量的開示事項

四 連結安定調達比率に関する定量的開示事項

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四

一 第二条第二項に規定する単体流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

二 前条第二項に規定する連結流動性カバレッジ比率に関する定性的開示事項

「号を加える。」

「号を加える。」

「項を加える。」

（信用金庫連合会における四半期の開示事項）

第五条 「同上」

「一・二 同上」

「号を加える。」

「号を加える。」

2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第三号により、同項第二号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第四

号により、前項第三号に掲げる事項は別紙様式第一号及び別紙様式第五号により、同項第四号に掲げる事項は別紙様式第二号及び別紙様式第六号により、それぞれ作成するものとする。この場合において、同項第一号及び第二号に掲げる事項については、その日次平均の値について作成するものとする。	号により、その日次平均の値についてそれぞれ作成するものとする。
備考 表中の「」の記載は注記である。	